

「航空安全基準アップデートプログラム」に基づく航空安全に係る 基準の改正案について

平成20年7月
航空局技術部運航課

1. 背景

近年、航空事故やトラブルを契機とした航空輸送の安全性に関する社会的な関心の高まり、団塊世代の退職によるパイロット不足など、我が国における航空輸送を取り巻く環境の変化は一段と加速しているところ、航空安全技術の分野においてもこれらの動向を把握し、的確に対応するため、国土交通省では本年3月26日にアップデートプログラムを取りまとめました。

航空法第72条の機長認定についても、指定本邦航空運送事業者制度の充実・強化等を図る観点から、模擬飛行装置及び飛行訓練装置（以下、「模擬飛行装置等」という。）でのみ実地審査を行う査察操縦士の要件の設定及び現在機長として乗務している経験や過去の経歴等による知識・能力を前提とする審査の合理化を行うこととしました。

これらを踏まえ関係する以下の通達の改訂を行うこととします。

- 指定本邦航空運送事業者の指定要領（空航第35号 平成12年1月28日）
- 指定本邦航空運送事業者の指定要領細則（空航第81号 平成12年1月28日）
- 機長等認定・審査要領（空航第34号 平成12年1月28日）
- 機長等認定・審査要領細則（空航第75号 平成12年1月28日）
- 機長の認定に係る技能審査に関する指定訓練の指定基準細則（空航第60号 平成12年1月28日）

2. 通達改訂内容の概要

① 指定本邦航空運送事業者の指定基準関係

ア. 指定本邦航空運送事業者の指定

- a. 法第72条第5項の指定本邦航空運送事業者を指定する規定に関し、従来の基準によれば機長認定全般を実施する能力があるとは認められないものの、機長の定期審査のみであればこれを実施できる能力があると認められる者について、機長の定期審査のみを行う指定本邦航空運送事業者として指定を受けることができることとします。
- b. 航空法施行規則第164条の9等の改正により、航空身体検査証明の失効により機長認定を失った者であっても、指定本邦航空運送事業者内での機長審査における査察操縦士（以下「SIM査察操縦士」という）となることを認めることを予定しています。

ただし、模擬飛行装置等による審査のみでは機長の認定・定期審査は完結しないことから、事業者内における審査が円滑に実施されることを確保するため、航空法施行規則第164条の5第4号に関し、機長の認定及び審査に必要な要件を備える者の数には、SIM査察操縦士の人数は含めないこととします。

イ. 審査する機長の範囲の拡大関係

- a. 「類似規程事業者」の定義を「運航規程のうちオペレーションマニュアルとして記載されている事項及び航空機乗組員に対する訓練及び審査方法が類似する航空運送事業者」とし、機長の移籍又は出向先が類似規程事業者である場合は、指定本邦航空運送事業者が以下の審査により機長認定を行えることとします。(出向からの復帰も同様)。

○同一型式の場合：路線審査に係る口述審査

○類似型式の場合：技能審査及び路線審査

なお、同一型式においては、引き続き基準月（機長の認定を維持するために行う定期審査を実施する月）を持ち越すこととします。

- b. 「準類似規程事業者（運航規程のうちオペレーションマニュアルとして記載されている事項のみが類似する航空運送事業者）」を定め、機長の移籍又は出向先が準類似規程事業者である場合、同一型式においては、指定本邦航空運送事業者が路線審査に係る口述審査により機長認定を行えることとします。

この場合も前号と同様に引き続き基準月を持ち越すこととします。

- c. 指定本邦航空運送事業者が実施する社内機長認定の対象（国土交通大臣が指定する機長の範囲）者として、型式移行訓練を受けている者であって機長認定の失効期間が1年以内であるもの及び訓練部門へ異動等する者等であって機長認定の失効期間が5年以内であるものを含むように変更します。

② 査察操縦士の指名関連

ア. SIM査察操縦士の資格要件として航空身体検査証明を有していないこと以外は現行の査察操縦士と同一の要件と知識・能力を求めることとします。

イ. 2. ③イ. に基づき、審査対象のモデルとなる機長の定期路線審査を一片道（引き返しを含む）で実施する場合にあっては、査察操縦士の定期路線審査についても同様に一片道で行えることとします。

また、査察操縦士が担当する型式の航空機が国内路線と国際路線の両方を運航している場合には、当該査察操縦士の指名定期路線審査は、国内代表路線又は国際代表路線のいずれかを交互に行うこととします。

ウ. 査察操縦士の指名を受けている者が、定年退職後に同一事業者において再雇用される等によりあらためて査察操縦士の指名を受ける場合であって、現に受けている指名が有効である期間内に申請がなされるときは、書面審査により指名を受けることができることとします。

エ. 査察操縦士の経歴を有する者が、再度同一事業者で査察操縦士の指名を受ける場合並びに移籍又は出向先で指名を受ける場合であって、同一型式又は類似型式に

ついでに指名技能審査において、成績良好と判定されたときは、次回の指名定期技能審査を書面審査のみでもよいこととします。

③ 機長の認定・審査関係

ア. 機長が指定本邦航空運送事業者以外の類似規程事業者又は準類似規程事業者に移籍又は出向し当該事業者において同一型式の機長認定を受ける場合は、路線審査の口述審査のみを実施することとします。

この時も①イ. a. と同様に引き続き基準月を持ち越すこととします。

イ. 機長の定期路線審査は、現在往復（複数路線）で実施していますが、日々乗務している経験を踏まえ、一片道（引き返しを含む）の場合であっても全ての審査科目を充足し、評価・判断ができると認められる場合は、定期路線審査が成立するものとします。

ウ. LOFT（通常の乗組員編成により模擬飛行装置を使用して路線運航における通常状態並びに発生する可能性のある異常状態及び緊急状態の模擬を行う訓練）における教官の要件について、現に当該型式の機長認定を有している者であるほか、過去に査察操縦士であった経歴又は当該型式の機長としてLOFTに係る訓練を受けた経験を有する者（後者にあつては、当該型式機の機長として過去に受けたLOFT訓練の経歴に応じて、必要な教官任用訓練を受けていると認められた者に限る。）とします。

ただし、LOFTを担当する教官の構成数には、当該型式の機長認定を現に有している者が1名以上いることを求めます。

④ その他

ア. 機長認定等の申請書への記載要領及び取り扱いについて

a. 航空機の型式については「操縦士の資格に係る型式」（空乗第928号昭和51年1月5日）の扱いとします。

b. 国際運航する操縦士は、航空英語能力証明に関する記載を求めます。

イ. 現在運用していない次の規定の部分削除します。

a. 「複数の事業者の業務に従事する機長の取り扱い」

b. 「ウエットリース」

ウ. 航空法第72条11項を踏まえ、指定本邦航空運送事業者の指定の取り消し、業務の停止及び改善について記載します。

エ. 指定本邦航空運送事業者に対して、査察操縦士の資格が失効した場合又は当該事業者が査察操縦士の職を解任した場合は、「解任届」の提出を求めます。

オ. その他表現の適性化を行います。

3. スケジュール（予定）

適用：平成20年8月中旬